

西栗倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 2年 6月24日(水) 午後6:50～ 7:15

2. 開催場所 西栗倉村役場第一会議室

3. 出席者

農業委員		事務局	
○ 草刈弘幸		事務局長	萩原 勇一
○ 上山光重	欠	事務員	萩原 眞幸光
○ 神原秀吾			
○ 萩原眞壽雄			
○ 井上 誠			
○ 高木宣美			
○ 小椋義宣			
○ 春名義昭			
○ 春名昌美	欠		
○ 青木英隆			
○ 新田 茂			
○ 野々上良弘			

4. 議事日程

- ・議案第1号 基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)
- ・議案第2号 農地法第5条(知事)
- ・報告第1号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)
- ・報告第2号 農地法第4条制限除外
- ・報告第3号 利用状況報告

5. 議決事項

- ・議案第1号 許可 ・ 不許可
- ・議案第2号 許可 ・ 不許可

6. 内容

事務局長	<p>それでは、6月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。会長よろしくお願 いします。</p>
会長	<p>先ほどコロナウイルスの話がありましたが、岡山でも出て東京も 55 人発生とで ておりますが、気を付けて頂きたいと思います。夏至の方も過ぎて暖かくなってます これからの農業委員会に出席いただいてありがとうございます。議事に入る前 ですが、今回の議事で私の方は知り除きますのでよろしくお願いいたします。皆様に 助けられながら今日まで迎えられた事を感謝いたします。これからの農業の方向は 難しいと思いますが、農業の人材の下降等皆さんの力で西栗倉の農業を支えてくだ さい。今までありがとうございます。議題にそって審議していきたいと思いま すのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは、事務局から議題に入らせて頂きます。よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>失礼します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染防止に伴い、議案の読み上げを省略する等の議事の一部 を簡略化して進めて参りたいと思いますのでご了承ください。</p> <p>では、資料2ページ目をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号 基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。 今回、4件の申請がありました。うち新規の設定が0件、再設定が4件となります。 また、第4回目から申請番号の附番方法を1－（賃貸借権）、2－（使用貸借権）と しています。</p> <p>以上を踏まえ、2ページからご覧下さい。</p> <p>■申請番号2－2番 利用権の設定をうける者 西栗倉村大字長尾 [REDACTED] 氏 利用権の設定をする者 西栗倉村大字長尾 [REDACTED] 氏</p> <p>■申請番号2－4番 利用権の設定をうける者 西栗倉村大字長尾 [REDACTED] 氏 利用権の設定をする者 西栗倉村大字長尾 [REDACTED] 氏</p> <p>■申請番号2－5番 利用権の設定をうける者 西栗倉村大字長尾 [REDACTED] 氏 利用権の設定をする者 西栗倉村大字長尾 [REDACTED] 氏</p> <p>■申請番号2－7番 利用権の設定をうける者 佐用郡佐用町横坂 [REDACTED] 氏 利用権の設定をする者 西栗倉村大字影石 [REDACTED] 氏</p> <p>各申請の申請書類と利用権設定する土地の地積図を4～11ページに添付して</p>

	おりますのでご確認ください。 以上で説明を終わります。
会長	第1号議案について、何かありますでしょうか。
井上	2-7は新規ではないのか。
萩原委員	再設定です。
会長	他に無いようでしたら、第1号議案についてはご承認いただきました。 次に、第2号議案について、事務局から説明願います。
事務局	失礼します。 議案第2号 農地法第5条（知事）に係る転用の設定についてです。 今回、2件の申請がありましたが、うち、賃貸借権が2件、所有権移転0件です。 12ページからご覧下さい。 ■申請番号8番 借人 東京都新宿区市谷砂土原町 [REDACTED] 貸人 西栗倉村大字長尾 [REDACTED] 氏 ■申請番号9番 借人 西栗倉村大字長尾 [REDACTED] 貸人 西栗倉村大字長尾 [REDACTED] 氏 申請内容の説明ですが、長尾 [REDACTED] は [REDACTED] が、 [REDACTED] 番地を主に [REDACTED] [REDACTED] が一部進入路として [REDACTED] がそれぞれ貯木場として利用するための申請です。 なお、申請者である [REDACTED] は今回の2筆について、H20.1.20 からH23.1.19の間で岡山県知事から一時転用許可を受けていましたが、終了までの間に原状回復されていない状況です。この件に係る始末書は28ページに添付しています。 また、16、17及び32ページに全部事項証明書を添付しており、乙区の欄に根抵当権設定がされていることが確認できます。そのため、通常であれば、同意書の添付が必要となります。ただ、本件について、追加確認したところ、6月4日受付、平成15年1月5日に根抵当権解除となった旨が追加の全部事項証明書で確認できましたので追加報告します。 また、本地番は、平成29年3月に農業振興地域整備計画により、農振農用地区域外となっております。 詳細は、13～40ページに添付しております。
会長	第2号議案について、何かありますでしょうか。
高木委員	県への諮問要件（面積）は？
事務局	1申請につき、30aより大きい場合です。

会長	<p>他に無いようでしたら、第2号議案についてはご承認いただきました。</p> <p>次に、報告事項第1～3号について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>■報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出についてです。 41ページからご覧下さい。</p> <p>相続人 西栗倉村大字長尾 [REDACTED] 氏</p> <p>42～50ページが届出書類になります。</p> <p>■報告事項第2号 農地法第4条制限除外の規定による届出についてです。 51ページからご覧下さい。</p> <p>申請人 西栗倉村大字長尾 [REDACTED] 氏</p> <p>2a未満の農業用施設（搬入路含む）で農振農用地区域外に該当します。 52～55ページが届出書類になります。</p> <p>■報告事項第3号 基盤強化法第18条第2項第7号（農用地利用集積計画の作成）の規定による報告についてです。 56ページからご覧下さい。</p> <p>申請人 西栗倉村大字影石 [REDACTED]</p> <p>57～60ページが報告書類になります。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。</p>
会長	事務局からの報告が終わりました。何かありますでしょうか。
高木委員	2号報告の面積要件は、基礎+進入路でよいか。
事務局	その通りです。
会長	他に無いようでしたら、事務局からその他ありますでしょうか。
事務局	<p>① 転作確認について 例年の転作確認は、区長及び自治会長、農業委員会、農業推進委員、農業共済、農協および産業観光課によって、営農細目書の申請を基に、転作地すべてを現地調査していました。</p> <p>ただ、昭和44年から始まったコメの生産調整は、平成16年度から面積配分</p>

	<p>から生産数量目標配分へと変わり、平成29年度に制度が廃止され、産地自らの需要に応じた作物生産に取り組む仕組みが変わっていきました。</p> <p>そのため、今まで実施してきた転作確認の対象範囲が、転作物物すべてから、産地の需要に即した作物が計画的に作付けされているかを確認する限定的な範囲に絞られています。</p> <p>本村の今年度の状況は、32戸の農家74筆であること、今後の申請状況にもよりますが、今までのように全筆確認することはないと見込んでいます。</p> <p>このことから、本年度以降、再生協議会事務局である農協と産業観光課、状況により農業共済の3者で確認に回ろうと思っています。また近隣市町村においても同じような状況と伺っております。</p> <p>以上については、会長には事前に伝えさせていただいており、皆様の意見も伺えればと思います。</p> <p>② 中山間地域等直接支払制度の第5期が今年度から始まります。早速、前の協定代表者には通知しており、明日6月25日午後6時30分から、図書館に併設している百森ひろばで開催します。新型コロナウイルスの影響もあり、人員を制限しておりますが、各協定内で協議される際は、農業委員として培われた見識を発揮していただき、中山間地域の農地を守っていただければと思います。</p>
小椋委員	①については、それでよい。
事務局	7月7日の予定にしていますので、農協さんとかわからないことがあれば、直接農家さんに聞くようにしています。
萩原会長代理	札を立てる人と立てない人がいる。
事務局	配られた所だけ立てるようにお願いします。
その他意見なし。	
会長	以上で、議事を終了します。事務局にお返しします。
事務局	<p>お疲れさまでした。今回を持ちまして今期メンバーによる定期総会は終了となります。短い間ではございましたがありがとうございます。また、7月20日任命予定の方は、引き続きよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、閉会の辞を会長代理申し上げます。</p>
萩原会長代理	それでは、お忙しい中お疲れさまでした。今日で最後ということで農業委員の3年間の任期お疲れさまでした。あらたに20日ありますが、新たに入られる方、残られる方、今後とも農業にたいしましてご協力よろしく申し上げます。

西粟倉村農業委員会会議規則第 8 条の規定により作成された上記会議録は、西粟倉村農業委員会会議の経過を記載し、相違ないことを証明するためここに署名する。

年 月 日

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____